

退職者またはご家族の皆さまへ

労災補償制度のお知らせについて

謹啓 益々のご清祥のこととお慶び申し上げます。

沖縄防衛局は、駐留軍等労働者の皆さまの雇用主として労務管理業務を行っております。

今般、石綿（アスベスト）による退職者の健康被害に対応するため、退職者またはご家族の皆さまに対して労災補償制度の概要について、退職者の皆さまのお名前でお知らせを送付させていただきました。

「特別遺族給付金」の請求期限が令和14年3月27日まで延長されたことから、送付させていただきました。

今回のお知らせがご不要の際は、破棄していただいて差し支えございません。

沖縄防衛局は、在職時の作業内容から健康に不安を感じている方、現在、咳や痰等の自覚症状のある方、更に肺がんや中皮腫といった肺の病気を患っている方及びそのような退職者のご家族の方などからのご相談に応じております。

つきましては、労災保険給付等については「その病気、その症状は石綿（アスベスト）が原因かもしれません」（同封資料1）、「「特別遺族給付金」に関する大切なお知らせです」（同封資料2）をご参照の上、ご不明な点等がございましたら、最寄りの「石綿問題に係る健康相談窓口」（同封資料3）までお問い合わせください。

ここに同封した資料が、退職者またはご家族の皆さまのお役に立てば幸いと存じます。

敬具

（同封資料）

- 1 その病気、その症状は石綿（アスベスト）が原因かもしれません
- 2 「特別遺族給付金」に関する大切なお知らせです
- 3 石綿問題に係る健康相談窓口（防衛省、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、都道府県労働局等関係機関）

その病気、その症状は

アスベスト

石綿が原因

かもしれません

ご家族に、**肺がん**や**中皮腫**などで亡くなられた方はいませんか？

息切れ、**胸が苦しい**などの症状が出ていませんか？

石綿による疾病と認定された場合、各種給付を受けることができます。

◆お心当たりのある方は、以下の機関にご相談ください。

- お近くの労働基準監督署または都道府県労働局
- 独立行政法人 環境再生保全機構（ERCA）

◆ 石綿（アスベスト）による疾病

- ▶ 石綿は、極めて細い繊維で、熱や摩擦などに強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、過去に石綿が大量に輸入され、さまざまな工業製品に使用されてきました。
- ▶ このため、石綿製品を取り扱う仕事（例：建設業など）をしたことのある方や、石綿を取り扱っていた工場の近隣に住んでいた方などは、石綿を吸い込んだ可能性があります。
- ▶ また、仕事中に石綿を吸い込んだ方が持ち帰った作業着などに付着した石綿を、そのご家族が吸い込み、病気になることもあります。
- ▶ 石綿を吸い込むことにより発症する疾病には、①中皮腫、②肺がん、③石綿肺、④びまん性胸膜肥厚、⑤良性石綿胸水などがあり、呼吸器系の症状がよく現れます。
- ▶ 石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。（例えば、中皮腫の場合、その多くが40年前後という長い潜伏期間の後に発症するとされています。）



◆ 石綿が原因で病気になった場合の補償・救済制度

あなた（または亡くなったご家族）について、医師から「石綿（アスベスト）が原因の病気です」と言われたら…

※石綿が原因の病気になっていなくても、過去に石綿に関する職歴がある場合などは、年に2回無料で健康診断を受診できる「石綿健康管理手帳」の交付を受けられる場合があります。お近くの都道府県労働局へご相談ください。

あなた（または亡くなったご家族）は、仕事で石綿を取り扱ったことがありますか？

はい

いいえ

あなた（または亡くなったご家族）は、労働者※または労災保険の特別加入者ですか？

はい

いいえ

※労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用され、賃金を支払われる者」をいい、アルバイトやパートタイマーなどの雇用形態は問いません。

労災保険制度による「労災保険給付」

または

石綿健康被害救済制度による「特別遺族給付金」

（労災保険の遺族補償給付の請求権を5年の時効により失った場合）

を受けられる場合があります。

→ お近くの労働基準監督署または都道府県労働局にご相談ください。

（連絡先は、4ページ「お問い合わせ先一覧」へ）



石綿健康被害救済制度

による「救済給付」

を受けられる場合があります。

→ （独）環境再生保全機構にご相談ください。

アスベスト
石綿救済相談ダイヤル

さあはやく きゅうさい

電話無料 0120-389-931



★ 各給付の詳細内容は、次のページの一覧表をご確認ください。

◆ 各制度の概要 (一覧)

	労災保険給付	特別遺族給付金	救済給付
支給対象者	① 労働者または労災保険の特別加入者 ② 上記①の遺族	令和8年3月26日までに石綿による病気で死亡した労働者(特別加入者を含む)の遺族(*) ※労災保険の遺族補償給付請求権を時効(5年)により失った場合に限ります。	① 労災保険等の対象とならない石綿健康被害者(石綿を扱う仕事をしていたかどうかは問いません) ② 上記①の遺族
対象疾病	(a) 中皮腫 (b) 石綿起因性肺がん (c) 石綿肺 (d) びまん性胸膜肥厚 (e) 良性石綿胸水		(a) 中皮腫 (b) 石綿起因性肺がん (c) 石綿肺 (d) びまん性胸膜肥厚 ※(c)(d)は、著しい呼吸機能障害を伴うものに限ります。
石綿にさらされる主な機会	●石綿の吹き付け ●石綿を含む建物の解体 ●石綿を含む製品の製造、加工	などを行う場合	●石綿取り扱い工場の近隣に住していた ●石綿取り扱い工場働く人の作業着を洗濯していた ●労災保険の対象とならない人が、石綿を取り扱う仕事をしていた などの場合
給付内容	① 労働者または労災保険の特別加入者 ・療養補償給付(自己負担なしで治療が受けられます) ・休業補償給付(注) ② 上記①の遺族 ・遺族補償給付(注) (年金または一時金) など (注)ご本人の賃金により給付額が異なります。	・特別遺族年金(原則240万円/年) または ・特別遺族一時金(1200万円)	① 労災保険等の対象とならない石綿健康被害者 ・医療費(自己負担分) ・療養手当(約10万円/月) ② 上記①の遺族 ・特別遺族弔慰金(注)(280万円) など (注)ご本人が申請しないまま亡くなった場合。
請求期限	給付内容により異なります。 ※遺族補償給付の請求権は、ご本人が亡くなった日の翌日から5年で時効により消滅します。	令和14年3月27日	給付の種類、対象疾病、死亡時期により異なります。 <例> 中皮腫で平成18年3月26日までに亡くなった方のご遺族による特別遺族弔慰金等請求期限: 令和14年3月27日
相談先	お近くの労働基準監督署または都道府県労働局 ☆ 各給付に関する一般的なご質問については、「労災保険相談ダイヤル」でも受け付けています。		(独)環境再生保全機構 アズベスト 石綿救済相談ダイヤル ERCA さあはやく きゅうさい 電話無料 0120-389-931
詳しくは、裏面をご覧ください。			

(*) 令和4年の「石綿による健康被害の救済に関する法律」改正により、「特別遺族給付金」の支給対象が拡大され、改正前には支給を受けられなかった平成28年3月27日以降に死亡した方のご遺族についても支給を受けられるようになりました。

石綿（アスベスト）健康被害者のご遺族の皆さまへ

「特別遺族給付金」に関する 大切なお知らせです

「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正石綿救済法」といいます）が、令和4年6月17日に施行されました。この改正により、以下の2点が変更になりましたのでご注意ください。

①

特別遺族給付金の
請求期限

令和14年3月27日まで
延長されました。

②

特別遺族給付金の
支給対象

令和8年3月26日までに
亡くなった労働者のご遺族の方
へと拡大されました。

（注）労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅した場合に限ります。

お問い合わせ先

- 特別遺族給付金の請求手続などについては、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までご相談ください。
- 労災保険の給付対象とならない方の救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構までお問い合わせください。（フリーダイヤル 0120-389-931）

厚生労働省のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp>

トップページ「クローズアップ厚生労働省」をクリック → 雇用・労働「アスベスト（石綿）」へお進みください。（労災認定等事業場一覧表を掲載しています）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

①特別遺族給付金の請求期限の延長

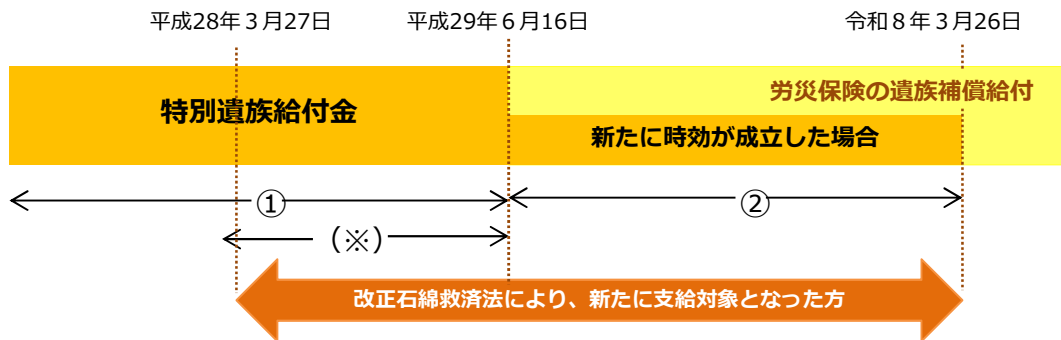
令和14年3月27日まで延長されました。

②特別遺族給付金の支給対象の拡大

(1) 令和8年3月26日までに亡くなった労働者（または特別加入者。以下同じ）のご遺族の方へと拡大されました。

(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅した場合に限ります。

(2) 労働者が亡くなった時期により、支給対象となる給付が異なります。



① 平成29年6月16日までに亡くなった場合

- 改正石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給対象となります。
(※) 特別遺族給付金は、原則として請求の翌月分から支給されます。ただし、平成28年3月27日から平成29年6月16日までに亡くなった場合の特別遺族年金の支給は、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した日の属する月の翌月分から、さかのぼって行われます。

② 平成29年6月17日から令和8年3月26日までに亡くなった場合

- 労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となりますので、お早めに請求手続きを行ってください。
- ただし、改正石綿救済法の施行日（令和4年6月17日）以降、労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が、労働者が亡くなった日の翌日から5年を経過したことにより時効で消滅した場合は、特別遺族給付金の支給対象となります。
- なお、令和8年3月27日以降に亡くなった場合も、労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となります。

★ 請求手続は、所定の請求書により労働基準監督署で行ってください。

中皮腫で亡くなった労働者の石綿ばく露作業への従事期間が短い場合（1年未満）や、カルテやエックス線写真などがなかったために亡くなった労働者の肺がんの原因が石綿によるものかどうか不明な場合であっても、特別遺族給付金の支給が認定されることがありますので、都道府県労働局または労働基準監督署へご相談ください。

救済給付（環境再生保全機構から給付）についても改正が行われました。

☆改正の内容についてはこちらをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>

☆救済給付の手続きは、独立行政法人環境再生保全機構、環境省地方環境事務所、最寄りの保健所で行っています。

【お問い合わせ】 フリーダイヤル 0120-389-931 <http://www.erca.go.jp/asbestos/>

☆救済給付との同時請求について

石綿を原因とする病気について、その原因が仕事によるものか仕事以外のものか分からない場合、特別遺族給付金の請求と救済給付の申請、あるいは労災保険法に基づく請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。

石綿問題に係る健康相談窓口

防衛省、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構及び沖縄駐留軍離職者対策センターでは、次のとおり石綿問題に係る健康相談窓口を開設しております。

防衛省

担当部署	住所	電話番号
防衛省地方協力局 労務管理課安全衛生室	〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1	03-3268-3111 (内線36545)
東北防衛局 総務部総務課	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎	022-297-8209
三沢防衛事務所 労務対策官	〒033-0012 青森県三沢市平畑1-1-31	0176-53-3191
北関東防衛局 総務部総務課	〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-600-1805
横田防衛事務所 労務対策官	〒197-0003 東京都福生市熊川864	042-551-6722
南関東防衛局 労務管理官	〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-211-7125
横須賀防衛事務所 首席労務対策調査専門官	〒238-0005 神奈川県横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎7F	046-822-2492
座間防衛事務所 首席労務対策調査専門官	〒242-0004 神奈川県大和市鶴間1-13-2	046-265-6130
富士防衛事務所 安全衛生専門官	〒412-0042 静岡県御殿場市荻原606	0550-82-1623
近畿中部防衛局 総務部総務課	〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06-6945-4951
京都防衛事務所 労務対策調査専門官	〒604-8482 京都府京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎	075-812-1887
中国四国防衛局 総務部総務課	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	082-223-8284
岩国防衛事務所 労務対策官	〒740-0027 山口県岩国市中津町2-15-7	0827-21-6195
九州防衛局 総務部総務課	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎	092-483-8811
佐世保防衛事務所 労務対策官	〒857-0041 長崎県佐世保市木場田町2-19 佐世保合同庁舎	0956-23-3157
沖縄防衛局 労務管理官	〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9	098-921-8215

駐留軍離職者対策センター

担当部署	住所	電話番号
(財)沖縄駐留軍 離職者対策センター	〒904-0034 沖縄県沖縄市山内4丁目1-40 2F	098-923-0033

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

担当部署	住所	電話番号
労務部厚生課	〒108-0073 東京都港区三田3-13-12 三田MTビル6階	03-5730-2168
三沢支部給与厚生課	〒033-0012 青森県三沢市平畑1-1-25	0176-53-4165
横田支部給与厚生課	〒196-0014 東京都昭島市田中町568-1 昭島昭和第2ビル4階	042-542-7883
横須賀支部給与厚生課	〒238-0011 神奈川県横須賀市米が浜通1-6 村瀬ビル4階	046-828-6946
座間支部給与厚生課	〒252-0011 神奈川県座間市相武台1-46-1	046-251-0702
京丹後支部	〒629-2503 京都府京丹後市大宮町周枳1975 MICビル1階	0772-68-0920
岩国支部給与厚生課	〒740-0027 山口県岩国市中津町2-15-35	0827-21-1271
呉分室	〒737-0051 広島県呉市中央1-6-9 センタービル呉駅前4階	0823-32-7087
佐世保支部給与厚生課	〒857-0056 長崎県佐世保市平瀬町3-1	0956-23-7191
沖縄支部厚生課	〒904-0202 沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良1058-1	098-921-5534

肺がん(原発性)や中皮腫等を発症し、それらが業務により石綿にさらされたことが原因であると認められた場合には、労災保険給付を受けることができます。また、労災保険の遺族補償給付の支給を受ける権利が時効により消滅した御遺族の方は、特別遺族給付金を受けることができます。

なお、詳細については、都道府県労働局の労災補償課及び労働基準監督署に御相談下さい。

都道府県労働局

担当部署	住所	電話番号
北海道労働局	〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
青森労働局	〒030-8558 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-734-4115
岩手労働局	〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎5階	019-604-3009
宮城労働局	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8843
秋田労働局	〒010-0951 秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	018-883-4275
山形労働局	〒990-8567 山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階	023-624-8227
福島労働局	〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎5F	024-536-4605
茨城労働局	〒310-8511 水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎	029-224-6217
栃木労働局	〒320-0845 宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎3F	028-634-9118
群馬労働局	〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階	027-896-4738
埼玉労働局	〒330-6016 さいたま市中央区新都心11番地2 ランド・アクセス・タワー15F	048-600-6207
千葉労働局	〒260-8612 千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎3F	043-221-4313
東京労働局	〒102-8306 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階	03-3512-1617
神奈川労働局	〒231-8434 横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎8F	045-211-7355
新潟労働局	〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3F	025-288-3506
富山労働局	〒930-8509 富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎3F	076-432-2739
石川労働局	〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎5階	076-265-4426
福井労働局	〒910-8559 福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎9F	0776-22-2656
山梨労働局	〒400-8577 甲府市丸の内1丁目1番11号	055-225-2856
長野労働局	〒380-8572 長野市中御所1丁目22-1 長野労働合同庁舎3F	026-223-0556
岐阜労働局	〒500-8723 岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3F	058-245-8105

担当部署	住所	電話番号
静岡労働局	〒420-8639 静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3階	054-254-6369
愛知労働局	〒460-0008 名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング11階	052-855-2147
三重労働局	〒514-8524 津市島崎町327番地2 津第2地方合同庁舎	059-226-2109
滋賀労働局	〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎6階	077-522-6630
京都労働局	〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3217
大阪労働局	〒540-8527 大阪府中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館9F	06-6949-6507
兵庫労働局	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16F	078-367-9155
奈良労働局	〒630-8113 奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル3階	0742-32-1910
和歌山労働局	〒640-8581 和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎	073-488-1153
鳥取労働局	〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9	0857-29-1706
島根労働局	〒690-0841 松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5F	0852-31-1159
岡山労働局	〒700-8611 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-225-2019
広島労働局	〒730-8538 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館5階	082-221-9245
山口労働局	〒753-8510 山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0374
徳島労働局	〒770-0851 徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎	088-652-9144
香川労働局	〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階	087-811-8921
愛媛労働局	〒790-8538 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎5F	089-935-5206
高知労働局	〒780-8548 高知市南金田1番39号	088-885-6025
福岡労働局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4F	092-411-4799
佐賀労働局	〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階	0952-32-7193
長崎労働局	〒850-0033 長崎市万才町7-1 BTM長崎ビル	095-801-0034
熊本労働局	〒860-8514 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A等9階	096-355-3183
大分労働局	〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6F	097-536-3214
宮崎労働局	〒880-0805 宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階	0985-38-8837

担当部署	住所	電話番号
鹿児島労働局	〒892-0842 鹿児島市東千石町14-10 天文館NNビル5階	099-223-8280
沖縄労働局	〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎(1号館)3F	098-868-3559

労働基準監督署

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html

労災保険法などで補償を受けられない石綿(アスベスト)による中皮腫や肺がんを発症している方及びこの法律の施行前にこれらの疾病を発症し死亡した方の御遺族に対して、医療費等の救済給付が支給されます。申請等の受付は、各地方環境事務所のほか、独立行政法人環境再生保全機構やお近くの保健所でも行っています。郵送でも申請等もできます。

環境省 地方環境事務所

担当部署	住所	電話番号
北海道地方環境事務所 環境対策課	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階	011-299-1952
東北地方環境事務所 環境対策課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎6F	022-722-2873
関東地方環境事務所 環境対策課	〒330-9720 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階	048-600-0815
中部地方環境事務所 環境対策課	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	052-955-2134
近畿地方環境事務所 環境対策課	〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号 桜ノ宮合同庁舎4階	06-6881-6503
中国四国地方環境事務所 環境対策課	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11F	086-223-1581
九州地方環境事務所 環境対策課	〒860-0047 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階	096-322-2411

独立行政法人環境再生保全機構

担当部署	住所	電話番号
本部	〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミュージア川崎セントラルタワー9F	0120-389-931

独立行政法人労働者健康福祉機構 産業保健総合支援センター

担当部署	住宅	電話番号
北海道産業保健総合支援センター	〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西7-1 プレスト1・7ビル2F	011-242-7701
青森産業保健総合支援センター	〒030-0862 青森県青森市古川2-20-3 朝日生命青森ビル8F	017-731-3661
岩手産業保健総合支援センター	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス14F	019-621-5366
宮城産業保健総合支援センター	〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 SS30 15F	022-267-4229
秋田産業保健総合支援センター	〒010-0874 秋田県秋田市千秋久保田町6-6 秋田県総合保健センター4F	018-884-7771

担当部署	住宅	電話番号
山形産業保健総合支援センター	〒990-0047 山形県山形市旅籠町3-1-4 食糧会館4F	023-624-5188
福島産業保健総合支援センター	〒960-8031 福島県福島市栄町6-6 NBFユニックスビル10F	024-526-0526
茨城産業保健総合支援センター	〒310-0021 茨城県水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル8F	029-300-1221
栃木産業保健総合支援センター	〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り1-4-24 MSCビル4階	028-643-0685
群馬産業保健総合支援センター	〒371-0022 群馬県前橋市千代田町1-7-4 群馬メディカルセンタービル2F	027-233-0026
埼玉産業保健総合支援センター	〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-5-19 全電通埼玉会館あけぼのビル3F	048-829-2661
千葉産業保健総合支援センター	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-3-8 日進センタービル8F	043-202-3639
東京産業保健総合支援センター	〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日本生命三番町ビル3F	03-5211-4480
神奈川産業保健総合支援センター	〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3F	045-410-1160
新潟産業保健総合支援センター	〒951-8055 新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077 朝日生命新潟万代橋ビル6F	025-227-4411
富山産業保健総合支援センター	〒930-0856 富山県富山市牛島新町5-5 インテックビル4F	076-444-6866
石川産業保健総合支援センター	〒920-0024 石川県金沢市西念1-1-3 コンフィデンス金沢8F	076-265-3888
福井産業保健総合支援センター	〒910-0006 福井県福井市中央1-3-1 加藤ビル7F	0776-27-6395
山梨産業保健総合支援センター	〒400-0047 山梨県甲府市德行5-13-5 山梨県医師会館2階	055-220-7020
長野産業保健総合支援センター	〒380-0935 長野県長野市中御所1-16-11 鈴正ビル2F	026-225-8533
岐阜産業保健総合支援センター	〒500-8844 岐阜県岐阜市吉野町6-16 大同生命・廣瀬ビル8F	058-263-2311
静岡産業保健総合支援センター	〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町2-13-1 住友生命静岡常磐町ビル9F	054-205-0111
愛知産業保健総合支援センター	〒461-0005 愛知県名古屋市中区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル2F	052-950-5375
三重産業保健総合支援センター	〒514-0003 三重県津市桜橋2-191-4 三重県医師会館ビル5F	059-213-0711
滋賀産業保健総合支援センター	〒520-0047 滋賀県大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル8F	077-510-0770
京都産業保健総合支援センター	〒604-8186 京都府京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町 361-1 アーバネックス御池ビル東館5F	075-212-2600
大阪産業保健総合支援センター	〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館9F	06-6944-1191
兵庫産業保健総合支援センター	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-20 ジイテックスアセントビル8F	078-230-0283
奈良産業保健総合支援センター	〒630-8115 奈良県奈良市大宮町1-1-32 奈良交通第3ビル3F	0742-25-3100
和歌山産業保健総合支援センター	〒640-8137 和歌山県和歌山市吹上2-1-22 和歌山県日赤会館7F	073-421-8990
鳥取産業保健総合支援センター	〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビルディング6F	0857-25-3431
島根産業保健総合支援センター	〒690-0003 島根県松江市朝日町477-17 松江SUNビル7F	0852-59-5801
岡山産業保健総合支援センター	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井2-1-3 岡山第一生命ビルディング12F	086-212-1222
広島産業保健総合支援センター	〒730-0011 広島県広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス5F	082-224-1361

担当部署	住宅	電話番号
山口産業保健総合支援センター	〒753-0051 山口県山口市旭通り2-9-19 山口建設ビル4F	083-933-0105
徳島産業保健総合支援センター	〒770-0847 徳島県徳島市幸町3-61 徳島県医師会館3F	088-656-0330
香川産業保健総合支援センター	〒760-0050 香川県高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル3F	087-826-3850
愛媛産業保健総合支援センター	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル2F	089-915-1911
高知産業保健総合支援センター	〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター3F	088-826-6155
福岡産業保健総合支援センター	〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30 福岡県メディカルセンタービル1F	092-414-5264
佐賀産業保健総合支援センター	〒840-0816 佐賀県佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル4F	0952-41-1888
長崎産業保健総合支援センター	〒852-8117 長崎県長崎市平野町3-5 建友社ビル3F	095-865-7797
熊本産業保健総合支援センター	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町9-24 住友生命熊本ビル3F	096-353-5480
大分産業保健総合支援センター	〒870-0046 大分県大分市荷揚町3-1 いちご・みらい信金ビル6F	097-573-8070
宮崎産業保健総合支援センター	〒880-0024 宮崎県宮崎市祇園3-1 矢野産業祇園ビル2F	0985-62-2511
鹿児島産業保健総合支援センター	〒890-0052 鹿児島県鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4F	099-252-8002
沖縄産業保健総合支援センター	〒901-0152 沖縄県那覇市宇小禄1831-1 沖縄産業支援センター2F	098-859-6175

労災病院において、石綿ばく露歴のある方、その家族の方々、開業医等からの診断・治療、健康診断に関する御相談を受け付けています。最寄りの労災病院までお問い合わせ下さい。(対応可能な労災病院は、下記のとおりです。)

独立行政法人労働者健康福祉機構 労災病院

1. 石綿の特殊健診、診断、治療が可能な労災病院

担当部署	住所	電話番号
北海道中央労災病院(※)	〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5	0126-22-1300
釧路労災病院(※)	〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23	0154-22-7191
青森労災病院	〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1	0178-33-1551
東北労災病院(※)	〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21	022-275-1111
福島労災病院	〒973-8403 福島県いわき市内郷綴町沼尻3	0246-26-1111
千葉労災病院(※)	〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16	0436-74-1111
東京労災病院(※)	〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21	03-3742-7301
関東労災病院(※)	〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1	044-411-3131
横浜労災病院(※)	〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211	045-474-8111
新潟労災病院(※)	〒942-8502 新潟県上越市東雲町1-7-12	025-543-3123

担当部署	住所	電話番号
富山労災病院(※)	〒937-0042 富山県魚津市六郎丸992	0765-22-1280
浜松労災病院(※)	〒430-8525 静岡県浜松市東区概蓋町25	053-462-1211
中部労災病院(※)	〒455-8530 愛知県名古屋市中港区港明1-10-6	052-652-5511
旭労災病院(※)	〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61	0561-54-3131
関西労災病院(※)	〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69	06-6416-1221
神戸労災病院(※)	〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23	078-231-5901
和歌山労災病院(※)	〒640-8505 和歌山県和歌山市木ノ本93-1	073-451-3181
山陰労災病院(※)	〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田1-8-1	0859-33-8181
岡山労災病院(※)	〒702-8055 岡山県岡山市築港緑町1-10-25	086-262-0131
中国労災病院(※)	〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1	0823-72-7171
山口労災病院(※)	〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田1315-4	0836-83-2881
香川労災病院(※)	〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1	0877-23-3111
愛媛労災病院(※)	〒792-8550 愛媛県新居浜市南小松原13-27	0897-33-6191
九州労災病院(※)	〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区葛原高松1-3-1	093-471-1121
長崎労災病院(※)	〒857-0134 長崎県佐世保市瀬戸越2-12-5	0956-49-2191
熊本労災病院(※)	〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670	0965-33-4151

※印は、アスベスト疾患センターを設置している病院

2. 石綿の特殊健診が可能な労災病院

担当部署	住所	電話番号
大阪労災病院	〒591-8025 大阪府北区堺市長曾根町1179-3	072-252-3561
九州労災病院門司 メディカルセンター	〒801-8502 福岡県北九州市門司区東港町3-1	093-331-3461
吉備高原 医療リハビリテーションセンター	〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511	0866-56-7141